



監査告示第6号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和6年3月1日から同月26日まで
実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和6年5月29日

宇佐市監査委員 佐藤 博 美

宇佐市監査委員 衛藤 義 弘

令和5年度第6回定期監査結果報告

1. 監査の対象 生活環境課

2. 監査の期間 令和6年3月1日から同月26日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和5年4月1日から令和6年1月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和6年5月31日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【指摘事項】

事務処理に著しく適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

(1) 契約事務について

①指名競争入札における入札参加者の選定が適正でないもの

【注意事項】

基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

(1) 契約事務について

①契約保証金の免除の根拠となる書類を添付していないもの

②業者選定の際の暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書の提出がないもの

- ③委託の変更伺の決裁区分が誤っているもの
- ④委託業務について、全部または主要部分を再委託しているもの

(2) 補助金・交付金事務について

- ①要綱に予算の定めがないもの

(3) 会計事務について

- ①1万円以下の物品を備品購入費から支出しているもの

(4) 文書事務等について

- ①旅費の手引に基づく旅費整理簿が作成されていないもの
- ②運転日報で、酒気帯び確認者欄が一部未記入になっているもの

【要望事項】

(1) 契約事務について

- ①完了検査の時期の確保について

委託契約のうち履行期限を年度末に設定しているものがあるが、委託の完了検査の時期は完了通知の受領日から10日以内である。検査は年度内に完了させる必要があるため、履行期限である年度末当日に完了通知の提出があった場合、業務が設計図書に従い適正に履行されているかどうか等の確認を行うための検査の時期は、当該完了通知の提出日当日に限定される。このため、検査の時期を十分に確保できないこと、また検査により履行の内容の全部又は一部が契約に違反し又は不当であることを発見したときに、その是正又は改善を求める期間を年度内にとれなくなり、延いては事故繰越等により市に損害を与える可能性が誘発されることが懸念される。このため、履行期限については、年度末まで業務が発生する場合を除き、年度末から10日以上前に設定し、完了検査の時期を十分確保できるようにすること。

- ②適正な予定数量の設定について

当初契約金額の2割を超えた変更契約を締結しているものがあった。適正な理由による変更であれば特に問題はないが、契約単価はスケールメリットにより上下する部分が大きいため、適正な数量で発注を行えば、総額としてより低い金額で契約を締結することが可能となり、予算をより有効に活用することが可能となる。よって、今後は予定数量を適正に設定すると共に適正な予算措置に努めるようにすること。

(2) その他、軽微な誤りについて

契約事務について、提出された見積書の年度が誤っているもの、また、文書事務等について、回議書の決裁日及び供覧書の完了日の記載がないもの、など軽微な誤りが散見された。このため、事務に際しては、基本に立ち返り、庁内マニュアル等を参考に適正な執行に努めること。

令和5年度第6回定期監査結果報告

1. 監査の対象 学校給食課

2. 監査の期間 令和6年3月1日から同月26日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和5年4月1日から令和6年1月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和6年5月31日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

(1) 契約事務について

- ①契約保証金の免除の根拠となる書類は2種類以上必要だが、全く添付していないもの及び1種類しか添付していないもの
- ②仕様書に質問・回答に関する記載がないもの
- ③単価契約について
 - ・消費税相当額加算後の端数の取扱い方法の記載がないもの
 - ・納品ごとに検収をしていないもの

- ④随意契約(3号)における発注見通し及び契約結果の公表をしていないもの
- ⑤契約手続きが基本的な手順に沿っていないもの
- ⑥予定価格調書を担当者が保管しているもの

(2) 補助金・交付金事務等について

- ①助成金(扶助費)の要綱が会計年度独立の原則を遵守していないもの

(3) 文書事務等について

- ①市内出張命令簿を兼ねた乗員名簿がある新運転日報を使用していないもの

【要望事項】

(1) 契約事務について

特命随意契約について

機械・器具の故障に伴う購入等の契約について、早急に復旧しないと市民生活等に支障をきたすため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による緊急を理由とした特命随意契約を行なっているものが散見された。器具等の設置から既に相当な年数が経過している場合、部品の製造が終了しており修理ができないことは容易に想定できる。今後は、日常的な管理を見直し、耐用年数及び施設運営の重要性等を考慮し、更新の年次計画を立て入札により対応し、緊急による随意契約を乱用しないように努めること。

(2) その他、軽微な誤りについて

契約事務について、見積依頼書の表面と裏面で整合がとれていないもの、納入期限が年末年始の閉庁日となっているもの、書類を時系列に綴じていないもの、また、文書事務等について、他課の職員に対する旅行依頼が正しく行われていないもの、など軽微な誤りが散見された。このため、事務に際しては、基本に立ち返り、庁内マニュアル等を参考に適正な執行に努めること。

令和5年度第6回定期監査結果報告

1. 監査の対象 図書館

2. 監査の期間 令和6年3月1日から同月26日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和5年4月1日から令和6年1月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和6年5月31日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

(1) 契約事務について

- ① 1者特命随意契約の場合の見積心得の条項に「参加者2人未満の場合は、見積を延期又はとりやめるものとする」と規定しているもの
- ② 郵送による見積りの手続きが適していないもの
- ③ 複数年契約を行う場合の設計(積算)書の税抜き合計金額を単年度分しか出していないもの
- ④ 閲覧用の白抜き設計書に記載された「入札書記載金額」の欄が間違っているもの

の

- ⑤撤去・処分費込みで入札（見積）をしているが、当該経費を設計（積算）書に計上していないもの
- ⑦随意契約の理由が適正でないもの
- ⑧契約時に受領した証明書に記載された有効期限が履行期間中に満了したが、更新後の証明書の提出を受けていないもの
- ⑨同等品認定申請に対する審査結果が否の場合の理由が不鮮明であるもの
- ⑩10万円以下に分割発注しているもの

（2）文書事務等について

- ①運転日報で、運転後の酒気帯び確認をしていないもの

【要望事項】

（1）その他、軽微な誤りについて

契約事務について、予定価格を非公表としている契約の設計金額を回議書の表に記載しているもの、また、文書事務等について、回議書の決裁日の記載がないもの、など軽微な誤りが散見された。このため、事務に際しては、基本に立ち返り、庁内マニュアル等を参考に適正な執行に努めること。